

無料簡易診断支援（区内全域）

| | |
|-------|--|
| 対象建築物 | ①昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建て住宅、長屋、共同住宅 ②個人が所有するもの（一部、店舗や事務所との併用含む） |
| 対象者 | 建築物の所有者（共有の場合は代表者） |
| その他 | 耐震診断専門家は東京都建築士事務所協会（品川支部）より派遣します |

木造住宅耐震診断支援（区内全域） 一般診断

| | |
|-------|--|
| 対象建築物 | ①昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建て住宅、長屋、共同住宅 ②個人が所有するもの（一部、店舗や事務所との併用含む） |
| 対象者 | 建築物の所有者（共有の場合は代表者） |
| 助成内容 | 専門家の派遣、耐震診断費用の1/2を助成 |
| 助成限度額 | ①戸建て住宅・長屋： 6万円 ②共同住宅： 12万円 |
| その他 | ①耐震診断専門家は、東京都建築士事務所協会（品川支部）より派遣します。 耐震診断費用は、一定額になります。 （戸建て住宅・長屋：12万円、共同住宅：24万円） ②東京都木造住宅耐震診断登録制度に登録した事務所と直接契約した場合も助成対象となります。（費用は異なります。） |

木造住宅耐震補強設計支援（区内全域） 精密診断

| | |
|-------|--------------------------|
| 対象建築物 | 上記耐震診断結果、倒壊の恐れがあるとされた建築物 |
| 対象者 | 建築物の所有者（共有の場合は代表者） |
| 助成内容 | 耐震補強設計費用※の1/2 ※精密診断費用も含む |
| 助成限度額 | 20万円 |

木造住宅耐震改修支援（区内全域）

| | |
|-------|--|
| 対象建築物 | 上記耐震診断結果、倒壊の恐れがあるとされた建築物 |
| 対象者 | 建築物の所有者（共有の場合は代表者） |
| 助成内容 | 耐震改修工事費用の1/2（戸建て住宅・長屋）、1/3（共同住宅）を助成 |
| 助成限度額 | ①戸建て住宅・長屋：150万円 ②共同住宅：300万円 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">改修工事には原則として補強設計の設計者を工事監理者として定めること。戸建住宅の耐震改修費用には、融資制度があります。耐震改修の工事費は、所得税、固定資産税等の減免措置の対象となります。 |